

# 八文字屋本の板木修訂

『逆沢瀉鎧鑑』『魁対盃』を中心に

亀井涼子

## はじめに

板木の部分的な修訂については、板木の摩滅・破損等によると思われる場合の他に、ある意図を持って修訂が加えられるケースがある。長谷川強氏の「板木の修訂」〔浮世草子新考〕所収、汲古書院、平成三年）では、著作権も保証されず、また大衆読み物として作品というよりは商品扱いをされた軟文学において、その傾向がよく見られるというところが指摘されている。

ところで、その大衆読み物として近世前期から中期にかけて人気を誇った書物の一群に、いわゆる八文字屋本がある。近年完結した『八文字屋本全集』（八文字屋本研究会編、汲古書院）全二三巻の解題には、それぞれの作品ごとに後印本との異同が詳細に記されており、八文字屋本全体の板木修訂の問題を考えるうえでたいへん有益である。そこで本稿では、八文字屋本にいかなる意図をもって修訂が施されたのかを、上記全集の成果を活用しながら、『逆沢瀉鎧鑑』『『浮世草子新考』魁対盃』の二書に焦点を絞って考えてみたい。

## 一 享保七年の出版条例と八文字屋本

八文字屋本の内容に関する修訂を考察する上で見過ごせないのが、享保七年（一七二二）のいわゆる「出版条目」である。これは幕府によって出版内容の基準が明確に打ち出されたもので、全国に惣触として通知され、幕末に至るまで効力をもった基本法である。すでに周知の条目ではあるが、内容を以下の通りに記す。

享保七寅年十一月

- 一 自今新板書物之儀、儒書仏書神書醫書歌書都て書物類其筋一通之事は格別、猥成儀異説等を取交作り出し候儀、堅く可為無用事、
- 一 只今迄有来候板行物之内、好色本之類ハ、風俗之為にもよろしからざる儀ニ候間、段々相改、絶板可仕候事、
- 一 人々家筋先祖之事などを、彼是相違之義とも新作之書物に書頭し、世上致流布候儀有之候、右之段、自今御停止ニ候、若右之類有之、其子孫より訴出候ニ

一 おゐては、急度御吟味可有之筈ニ候事、  
一 何書物ニよらず此以後新板之物、作者并板元之実名、  
奥書ニ為致可申候事、

一 権現様之御儀は勿論、惣て御当家之御事板行書本、  
自今無用ニ可仕候、無扨子細も有之は、奉行所え訴  
出、指図受可申事、

右之趣を以、自今新作之書物出候共、遂吟味、可致  
商売候、若右定ニ背候者有之ハ、奉行所え可訴出候、  
経数年相知候共、其板元問屋共ニ急度可申付候、仲間  
致吟味、違反無之様ニ可相心得候、 (二〇二〇)

倉員正江氏は八文字屋本の後印本における板木修訂の実  
例から、この享保七年の出版条目が当時の草紙類に及ぼし  
た影響を考察し、次のように述べておられる。

享保期は「出版条目」起稿に関わった(江戸)町奉行  
大岡越前守忠相の在職期間でもあり、京都の本屋仲間  
としても条目遵守の姿勢を明確に打ち出す必要があつ  
たものと私は判断した。その姿勢を誇示するためもあり、  
当時人気を誇った八文字屋本の板元である草紙屋  
八文字屋に対して、本屋仲間の圧力が強まった時期で  
あると推測した。後述の如く、上方出来草紙類の江戸  
売り捌き元として、江戸のいわゆる「本屋」が名を連  
ねるようになったのもこの時期である。もとより明確

な基準のある出版規制が実施されたわけではなく、写  
本段階での検閲制度が徹底したとは必ずしもいえない。  
あくまで相互監視の強化という自主規制の色彩が  
濃厚であつたことも窺われた。

実際に、この出版条目後に意図的な修訂や絶版処分がなさ  
れている八文字屋本としては、八文字屋本全集の解題や前  
掲の『浮世草子新考』を参考にすると、『桜曾我女時宗』(享  
保七年八月)、『風流七小町』(同年九月)、『契情お国驍妓』  
(同十五年)、『咲分五人惚』(同二十年)、『風流東海硯』(元  
文二年)、『兼好一代記』(同)、『花襷殿柳鳴』(同四年)、『逆  
沢瀉鎧鑑』(元文六年・正月)、『魁対盃』(同)、『勸進能舞  
台桜』(延享三年)、『花楓剣本地』(寛延二年)、『契情蓬萊山』  
(宝暦九年)、『今昔九重桜』(同十年)が挙げられる。

また、倉員氏は元文二年(一七三七)以降、草紙類刊行の  
際の確認体制が変わつたことを指摘しておられる。<sup>3)</sup>京都本  
屋仲間の記録「小草紙證文帳」の冒頭に以下のようにある。  
一、元文二年巳十一月十六日草紙屋之内八文字屋八左衛  
門より清水誓糸桜ト申読本願出候処、右様草紙物以来  
御公儀様へ御願不及申上ニ候。行事方ニ而致吟味、差  
支無之品ハ差免シ可申上旨、同閏十一月廿八日於東御  
役所石黒三十郎様より本屋行事共并草紙屋中へ被仰渡  
候事、委曲裁判帳ニ有之

この記録から、元文二年に八文字屋が『清水誓糸校』板行の際に町奉行所へ届け出たことが読み取れ、元文二年以前の版行状況は、前掲享保七年の「条目」末尾に「仲間致吟味、違反無之様ニ可相心得候」と、本屋仲間内の相互監視を強調してはいるものの、実際は町奉行所に板行赦免を得る必要があつたことが窺われる。そして、今後は本屋仲間が吟味の上、差し支えなければ刊行してもよいとのお達しであることがわかる。一見規制が緩和されたかに見えるこの措置だが、倉員氏によれば、八文字屋本の修訂箇所を検討すると、実態はその逆であり、細かな修訂が増えてきているという。

## 二 元文六年の触にまつわる事件

元文二年以降の八文字屋本作品の版木修訂を探る前に、元文年間の出版事情を把握しておきたい。元文六年（二七四一）正月、以下のような触が出された。

元文六酉年正月

一 去々年於京都、大嘗会被行候御作法致板行候段相聞候付、去年絶版被仰付候、自今以後、朝廷御規式板行之事有来之外停止ニ候、但有来板古く成、彫改候類は不及其断候、

正月

ここに「去年絶版被仰付候」の内容は前年の触に記されている。

元文五申年九月

一大嘗会便蒙と申書物、去年十一月新板差出候、右書物調候もの有之候ハ、早々備前守様御役所え可差上候、求メ候て外え遣候ハ、先キ々より取戻、可差出候、若又先々より遠国え遣候事有之候ハ、其先を相尋、可申上候、難相尋所又は難取戻分共ニ其訳可申上候、右之通、町々書物致商売候者ハ勿論、其外地借店借裏々之もの迄申聞セ、有無之返答名主支配限ニ致書付、備前守様御番所え可申上候、御急之儀ニ候間、早々右之返答可申上候、少も遅々有間敷候以上、

九月

(二〇三〇)

この触を見るに、『大嘗会便蒙』という書物の刊行が発端となつて、「朝廷御規式板行」停止の布告となつたようである。この書にまつわる一件は、羽倉敬高氏の「荷田在満の著『大嘗会便蒙』に因る奇禍」<sup>(5)</sup>に詳細が述べられている。ここでは、『大嘗会便蒙』『大嘗会便蒙御答顛末』<sup>(6)</sup>を見つつ、羽倉氏の論を参考にし、絶版に到るまでの経緯と、その原因を整理していきたい。

『大嘗会便蒙』の著者は、荷田春満の弟高惟の子で後に

春満の養子となった在満である。享保十三年（一七二八）、在満は春満の意志を受け、和学者として登用されることを求めて江戸に下り、やがて幕府に仕えることとなり、主に有職故実の調査に従事した。ついで八代將軍徳川吉宗の第二子で、有職故実の学に一方ならぬ嗜好を有した田安宗武の相談相手として小十人格に挙げられた。この出仕が、在満と大嘗会とをつなぐきっかけになったといえよう。

元文三年（一七三八）十一月に行われる桜町天皇即位後の大嘗会にあたり、在満は幕府の内命によって、儀式の拝観とその報告を求められた。在満自身は美父の服喪のため、憚って拝観しなかったが、同族の中には宮廷兼勤の非蔵人在職者もあり、それらの紹介等で、儀式に参列した公家達以下にも聞いて回り、その現状の実際を聞き知ることができた。そしてその調査見聞の結果を注し、『大嘗会儀式具釈』九巻を幕府に提出した。この『大嘗会儀式具釈』に手を加え、簡単に書き改め、元文四年十二月に出版したものが、後に発禁処分となる『大嘗会便蒙』である。

この『大嘗会便蒙』には、元文四年十一月の「羽倉東進荷田在満」による自序が付されており、本書の性格と出版事情に触れ、門生等の懇請によって版行に及んだことを記している。本文の上巻「元文三年大嘗会」では、大嘗会の概要を述べ、下巻「大嘗会当日の次第」では、卯の月の祭

儀に限り、『大嘗会儀式具釈』と同様、式次第を追って注解を加える。分量は『大嘗会儀式具釈』の三割にも満たないが、出仕者が実名で記される点は変わっておらず、新たに絵図を取り入れている。

在満が『大嘗会便蒙』の出版につき処分された一件については、『大嘗会便蒙御答頼末』（別名『長月物語』）に記録されている。この記録によれば、『大嘗会便蒙』について禁中隱密のことを公刊したことを咎める京都の意向を受けて幕府により、元文五年九月三日、在満は田安家を通じて呼び出しの知らせを受け、翌四日に出版の経緯について尋問を受けた。在満の返答の口上書は以下の通りである。

私儀去々年冬大嘗会御用に付上京、帰付仕候以後、門人共大嘗会の儀大略承度段望申候に付、御本丸へ差出可申と認置候注釈の中より書拔候て、二冊編集仕、門人共へ相渡申候処、所々より望の者多く御座候に付、段々写伝がたく候由にて、板行に仕度候段、門人共由候故、則門人共入銀を以、板行仕候、総て板行物には、世上へ相障り候哉否の儀、書林方にて書物屋仲間吟味仕候由承及候に付、日本橋南二丁目小川彦九郎と申書林へ写本相渡、為致吟味候処、相障り候儀無御座候由申越候に付、去未の十二月於私宅百部為摺申候て、入銀の所所へ差遣、残の分三十部有之候を、当二

月彦九郎方へ相渡候。定て彦九郎方より売出し可申上候通り、御本丸へ指上候注釈の中より書拔候へ共、差上候通りには無御座候段、御用掛大島近江守殿へも一通り以口上申達候所、近江守殿右の訳は御承知の由、板行仕儀候を御届申候にては無之、尤御差図も無之候。乍然右の儀支配中へ相届候儀にては無之候哉と御申候に付、外々承合候処、板行物仕候儀、其主人又は頭支配へ相届候儀無之候由承り候と御挨拶仕候。然其序の末に私名有之事故、板行申付候以後、一通り小川長左衛門殿へも御咄申候。右板行仕候儀、何方へも御断申、差図を以板行仕候にては無御座候。

鈴木淳氏による解題を参考にし、この口上書の要点を挙げると、第一に出版は門人達の願望と援助によるものであり、私宅百部摺刷したうちの七十部は入銀の出資者達に配り、その残り三十部を本屋に渡したこと、また第二に、出版に際しては、書肆の日本橋小川彦九郎に写本を渡し、あらかじめ内容を吟味させ、序文の末に自分の名前を明記させておいたこと、第三に本書が先に幕府に上った『大嘗会儀式具釈』の抄録としての性格を有するゆえ、幕府御用掛大島近江守と田安家支配月番小川長左衛門にも一通り報告したこと、となる。

また、書付を補うために在満が認めた別紙があり、そこ

には、他書に所見のない神秘のことはまったく書き記しておらず、すでに世上に流布している『延喜式』『公事根源釈』『江次第』『和歌職原鈔』等の版本には大嘗会に関する記事があること、加えて今回の大嘗会についても、京都で新版『大嘗会』が出されたことなどが述べられている。更に書肆小川彦九郎に吟味させた上で出版に踏み切ったこと、また町奉行所へ直接、写本を差出すことをせず、書林仲間における吟味で済ましたことは、当時の出版方式の一般であることなどを主張している。九月六日には『大嘗会使蒙』の四丁張の版木十六枚が召し上げられ、ついで同八日に、元文三年、大嘗会の御用上京した経緯について取り調べがあった。そのうえで同十日には、老中松平伊豆守より次の通りの書付けを申し渡されたのである。

申渡之覚

右衛門督殿小十人格

羽倉東之進

其方儀和学心掛け候に付、去々年大嘗会之節、京都へ被差遣、於京都伝聞の趣自分心覚に書記可申は格別に候、當時御規式にかゝり候儀を板行致させ、其上前以役人へも不相伺、旁不調法之至に候。依之閉門申付者也。

申九月

この申渡しを受け、在満は同年十二月廿二日の閉門御免ま

で約三ヶ月半の間、刑に服した。

羽倉氏はこの一件に関して、お咎め顛末書の第一日（九月四日）を取りあげ、お咎めの要点を二つ、「一は朝廷の規式を公表したことであり、一はこの出版が上司に無届けであったことである。」と指摘した。また、江戸住みで、かつ將軍公子田安家の家臣在満の著であることを問題とし、更に「江戸の一部の風評では、平易啓蒙的な解説文で、挿画まで入れている。平常江戸住みの身で、よくもこれ程に書かれたものだといったような、一種の批判的好評が、却って逆効果となり、（中略）朝廷の当時の規式に係わりと速断された」と、この書の出版について問い合わせに至った背景を論じておられる。

この事件は、宮武外骨の『改訂増補筆禍史』<sup>8</sup>にも収録されており、

田安家（宗武）に聘せられて後、元文三年大嘗会御再興の時、命を受けて京師に上り、其御式を拝観し、東帰後大嘗会便蒙を著し板行せしに、事皇朝の大典なるを、有職家の許可を得ず漫りに私考を加へしは不都合なりと、堂上家の抗議ありしを以て、幕府は其板行を禁じて閉門に処したり。

という説明の後、前掲の荷田在満に対する幕府の申渡書も載せている。また、その標註には「幕府は荷田在満に対し

て閉門の処分を加へたるにのみならず左の令をも発したり」と「幕府の特令・朝廷御規式類板行停止之事」として前掲の元文六年の触も載せている。

これらの一件があつて、前掲元文六年の「特令」が出されたのであるが、朝廷行事に関する書物が絶版となつた例は、この『大嘗会便蒙』が初めてではない。明和八年刊行の『禁書目録』<sup>9</sup>によれば、『案内者』（中川喜雲著、寛文二年刊）、『日次紀事』（黒川道祐著、貞享二年序）、『建武年中行事略解』（谷村光義著、享保十七年刊）が『大嘗会便蒙』とともに「絶版之部」にある。

『日次紀事』を例に挙げると、野間光辰氏<sup>10</sup>は本書の特色として、「洛中洛外貴賤歳時之俗事」を一書に網羅し、その故事来歴を語るとともに、現行の実際の状況を詳しく述べ、併せて当時の風俗・人情・言語についても説明を行つていふことを挙げている。また、絶版に処せられた証拠として、『禁書目録』に記載されていることの他に、全巻八十二箇所にわたつて墨で抹消されていることを挙げ、以下のように述べている。

その箇所は、（中略）殆んど全部が上賀茂・貴布禰・松尾各社の神事・祭礼に関するもので、稀に朝廷の儀式・吉田社の神事に関するものが加はつてゐる。よつて思ふに、本書は上賀茂を筆頭とする諸社の申入れに

よつて、一旦それらの箇所を墨滅して売買することになつたのであるが、なほかつそれをも手緩しとして、全巻売買差留め・絶版の処分を命ぜらるるに至つたのであらう。

社の神事・祭祀に加えて、朝廷の儀式に関する記述も問題とされていたようだ。そして抗議されれば、何らかの措置がとられていたことも窺える。過去、このような有職故実関係書の絶版は実際にあつた。そして元文六年、とうとう『大嘗会便蒙』一件により、「朝廷御規式板行の事」停止の触が布告されたのである。

蒔田稻城氏は『京阪書籍商史』の中で、

元来徳川幕府の書籍取締は総て自家存続の自衛上から出たものであつて、朝廷禁裡に關し、或は不敬に亘る事項等に就いてはさまざま注意を払つてゐなかつた。然るに凶らずも元文五年九月荷田在満が大嘗会便覽を出板した所、京都堂上家の嚴重なる抗議を受けたので、在満には閉門を命じ、同書を絶版せしめ、翌六年（此年寛保に改元）正月に至つて、朝廷禁裡に關する事項の著述出版を禁ずるに到つた。

と、『大嘗会便蒙』一件により初めて「朝廷禁裡に關する事項」が出版規制の対象となつたことを述べておられる。『御触書寛保集成』を見る限りでも、元文六年以前に「朝

廷御規式板行之事」とあるような、朝廷を意識して明示する触はなかつた。堂上家からの抗議による絶版・閉門、果ては「特令」の布告といった幕府の対応ぶりに当時の朝幕関係の緊張が見受けられるのであるが、何も有職故実関係書のみが絶版処分を受けたわけではないようだ。八文字屋本のような浮世草子も堂上家の抗議にあい、絶版となつたとされる作品がある。

### 三 『花襖殿柳嶋』の絶版問題

前章で問題とした元文六年の触と同時期に刊行され、後に特定の語句を修訂した八文字屋本に、『逆沢瀉鎧鑑』と『魁対盃』がある。これら二作の修訂については次節で述べるとして、まずは元文六年以前の浮世草子『花襖殿柳嶋』（元文四年）における、堂上方抗議による絶版とされる件について触れておきたい。

『京都市上組濟帳標目』<sup>12</sup>元文四年の項に「一花襖殿柳嶋八文字や八左衛門方ニ出来候へ共仲ヶ間絶板致候事 五月」とあり、『禁書目録』の「売買停止並仲間歳配」の部に本書の名が掲載される。八文字屋本全集十五巻解題には、「トラブル、絶版の要因としては、『翁草』の記事を考え合わせると、堂上方からのクレームなどが予想されよう」とあ

る。この『翁草』の該当箇所は以下の通りである。

或る年の草紙、外題は忘れたり、其身堂上方へ立入りて不義有り、露頭に及で已に懸命の場を、流石長袖の取計ひにて助命せられ、天窓を刺られて免除せらる。

則斬剃坊と名乗て、少しも恥とせず徘徊し、其事を趣向にして、自を風流齋と号て書つらね梓行せり。

本書の作者について、中村幸彦氏は「多田南嶺の小説」の中でこの記事により、多田南嶺が本書の代作者であると推定された。南嶺は元禄十一年大坂に生まれ、若くして上洛し、公卿の芝山広豊や中山兼規、園基香等に仕え、鶴翁壺井義知に学んだ神道・有職故実の学者であった。京都、大坂を中心としながら、大和・伊勢・尾張・江戸でも講義を行い、大名家に招かれることもあったという。このような学者としての活動のかたわら、元文四年以降は八文字屋刊行の浮世草子を数多く代作した。

南嶺を本書の作者として前掲の『翁草』の記事を見た場合、長谷川強氏の「岷の風流齋と称すといふは南嶺自身の醜行をとり入れた」という記述にもあるように、「風流齋」という登場人物に、南嶺自らの堂上方における不義の事を仕組んでいることになる。南嶺自身の不義の事について詳細は不明だが、作中の「風流齋」に関する記述を示す。

「公就卿の御兄。頭中将公貞朝臣とて。哥に名高かり

しが。いさ、かの色事より。官職をとゞめられ。今は岷の風流齋とて。」

「若き時より色にふかく。先帝の女御へひそかに文奉りしを。」

ここでの「風流齋」は南嶺とは異なり、元は頭中将という官職にあった人物で、高貴な女性に恋慕したことにより、官職をとどめられて「風流齋」と名乗るようになったことがわかる。前掲の解題にある「堂上方からのクレーム」部分としては、南嶺自身の不義の事を作中で記したこと、更にそれが元々は官職の人物によるものであったという設定が原因となつたのであろうか。

篠原進氏は、「ノイズと浮世草子―内なる南嶺」(『青山語文』二八号、平成十年三月)の論中で、『翁草』にいう「風流齋」を、作中の色と欲に憑かれ毒殺に失敗して死ぬ小悪人の「風流齋」にそのまま重ねることに疑問を呈し、有職故実に通じていたという触れ込みの狭崎巖柳という存在に触れている。野心家の彼こそが南嶺の分身としてはむしろ相応しく、南嶺の自画像は二枚に描き分けられていたというのだ。

もう一人の南嶺とされる巖柳。篠原氏は本書の絶版理由を堂上方との関係だけでなく、「現代」の危険性をはらんでいる(作中の結婚相手伊予国松園大夫亮冬賢が、実在の



松山藩松平家を示唆しているなど）ことを指摘しておられるが、ここでは堂上方からのクレームの可能性を狭崎巖柳に注目し、探っていきたい。一之巻を中心としてその箇所が描かれているので、まずは該当箇所のあらすじを述べる。

桜川中納言公就卿の息女が伊予国の松園大夫亮の元へ輿入れする際、公就卿の兄、風流齋が伴うことになった。そこで松園側は風流齋逗留の間の接待や婚禮の準備のために公家衆の故実を知る者が必要となり、狭崎巖柳（当時は軍蔵）を指名した。巖柳は放埒な性格のため、父巖洞の勘当を受けて京をさまよううちに公家方に仕えることとなり、大概の作法を知ったのである。婚禮の準備やもてなしのこととあるごとに、巖柳は公家の作法について「堂上方うちじやうかたの故実こじつ外ちがひに知た者しるしもないやうに威勢せいせいをふるひける」と自慢をする。故実家であった南嶺が、公家のしきたりを作中に取り入れるのは、当然のことのように思われる。しかし、この巖柳の性根は、「身持放埒」、「佞奸」というもので、父にも勘当されるといふ描かれ方をしている。堂上方からの抗議を絶版理由と考えた場合、公家の作法を語るといふのも問題とされ得る上に、この巖柳のような人物に好き放題語られるという設定は、堂上方にとって見過ごせないものがあつたのではないだろうか。

以上の通り、二人の南嶺とされる「風流齋」と「巖柳」

を取り上げ、堂上方の抗議による絶版の可能性について見てきたが、ここで、前述の『逆沢瀉鎧鑑』『魁対盃』板木修訂の問題に踏み込むために、今まで触れてきた出版状況を整理しておきたい。

元文二年から本屋仲間内で刊行確認が行われることとなり、また『花櫻巖柳嶋』（元文四年）の絶版一件で、八文字屋は書物の刊行には過敏であつたろう。そのような状況の中で、元文六年に『逆沢瀉鎧鑑』『魁対盃』を一旦は刊行した。しかも『花櫻巖柳嶋』と同版元での刊行なのだから、版元としては問題ないと判断した上でのことだろう。それが、後に特定の語句の板木修訂を行ったのである。元文四年以降の事柄が契機となつたと推測した場合、この元文六年の町触が問題とされた関係性は無視できないのではないだろうか。

#### 四 『逆沢瀉鎧鑑』『魁対盃』の板木修訂

『逆沢瀉鎧鑑』『魁対盃』では、ある特定の語句が修訂の対象となつている。ここで、八文字屋本全集の本文と解題を参考にし、早印本（初印本）と修訂後印本との比較を具体的に示すことにする（なお修訂後印本については原本を實現して修訂箇所を確認した）。これら二作は序に「作者八文

字自笑・其笑」とあるが、『逆沢瀉鑑』に関しては、前

掲の中村氏「多田南嶺の小説」に多田南嶺作と推定されている。『魁対盃』の方は考察のなかに入っていないが、この年間の作品はほぼ南嶺作とされている。

以下に、その修訂箇所と異同内容を記した。修訂箇所は巻次・丁・オモテ(ウラ)の要領で示す。

◆『逆沢瀉鑑』

早印本

修訂後印本

(東京大学総合図書館蔵) (京都府立総合資料館蔵)

巻一・三才 兼て御詔意 ↓ 兼ての御意

同・四才／八才 ↓ 御意

八ウ

同・廿六才 上使 ↓ 御使

同・廿七才 御上意 ↓ より朝

同・廿七ウ 御上使 ↓ 御使者

巻二・七才／廿一才 ↓ 御意

廿三才／廿八ウ

同・四才 上使 ↓ 御つかい

同・六才 御改易 ↓ 御あらため

◆『魁対盃』

初印本

修訂後印本

(学習院大学本)

(国会図書館蔵)

巻一・三ウ 公家殿上人 ↓ 貴姓の輩

巻一・三ウ 三種の神器も鄙塵に お、んたからも恐

侵され都は皇位空し れ御たからは田舎

く。神宝安んせざし ↓ にわたらせたま

て。こはいかならん ↓ 安心もなくこはい

世ぞと。院の御所を かならん世ぞと上

はじめ参らせ。月卿 下おのづから楽し

雲客御心をなやまし める色なきがうへ

給ふ ↓ に、平家に：

巻二・七才 天下の將軍 ↓ 源の頼朝公

同・廿三才 大將軍と ↓ 大しやうと

巻四・三才／三ウ 三種の神器 ↓ 我國の宝物

同・十ノ廿ウ 大將軍 ↓ 惣大將

同・十ノ廿ウ 大將軍 ↓ 鎌倉殿

同・廿一才 大將軍 ↓ 御大將

同・廿二才 内大臣への恩がえし ↓ 有磯海の船人の子

巻五・二ウ／五ウ 上使 ↓ 御使

同・四才／五ウ／上意 ↓ 御意

廿一ウ

これらの修訂を見ると、「上意」「上使」「大將軍」「三種の神器」の語句の改変が目立つ。「上意」は特に江戸時代、將軍の命令のことをいい、「上使」は朝廷、幕府、主家など上級権力者からその公命を帯びて派遣される使いや、江戸幕府から諸大名などに將軍の意（上意）を伝えるために派遣した使者のことをさす。また、苗村丈伯の『男重宝記』（元禄六年（一六九三）刊）卷一の三「公方并征夷大將軍の事」では、「上意上使上聞上覧などと公方家には上の字を付ていふ也」と、公方家に対して「上」の字を付けることが記されている。「大將軍」は武家政治の長である征夷大將軍のことをいう。「三種の神器」は言うまでもなく、歴代の天皇が皇位のしるしとして受け継いだという三つの宝物のことである。これらの語句は幕府や朝廷を連想させる。それが「御意」「御使」「大將」「たから」のような、前掲の語句ほどは幕府や朝廷に関わらない語句に改変されているのである。元文六年正月の刊行の時点ではこれらの語句に問題がなかったのだとしたら、同時期の触の後に修訂を行ったのではないだろうか。

次に、実際に元文六年の触の影響を受けていたのかどうか、時期を区分し、八文字屋本二作品の修訂前の語句の有

無を調査することで、この触との関係性をさらに探つてい

きたい。時期区分としては、元文六年の触以前と以後の二分類にした。対象とする語句は、修訂前の語句の「上意」「上使」「大將軍」「三種の神器」「月卿雲客（公卿殿上人の意）」と、比較のために「御意」「御使」とする。また、「三種の神器」に関しては、「三種の神宝」と「三種の神祇」も用例に加える。

調査の対象となる語句は意味上、幕府や朝廷を舞台とする作品での使用が予想される。前掲二作『逆沢瀉鑑』『魁对盃』についても、長谷川強氏が考察された「時代物系」に入る。そこで調査対象の範囲を、長谷川氏が時代物、古典的要素、浄瑠璃・歌舞伎等の翻案作と考察された八文字屋本、およそ九十作品とする。

元文六年以前の作品は、その範囲の中で任意に調べた結果、『鎌倉武家鑑』（正徳三年）、『頼朝鎌倉実記』（享保十二年）、『龍都俵系図』（元文五年）等に修訂前の語句が見られた。

元文六年以降の作品では、長谷川氏が元文初年から寛延三年までを南嶺中心期と位置づけておられるので、元文六年から寛延三年までの二十二作品を調査した【別表参照】。

【別表】元禄六年から寛延三年までの八文屋本

| 年次  | 書名     | 上意 | 上使 | 大將軍 | 月卿雲客 | 三種の神器 | 御意 | 御使 |
|-----|--------|----|----|-----|------|-------|----|----|
| 元文六 | 逆沢瀉鑑鑑  | 13 | 3  |     |      |       | 1  | 1  |
| 同   | 魁対益    | 7  |    |     | 1    | 3     | 1  |    |
| 同   | 善光倭丹前  | 4  |    |     |      |       | 1  |    |
| 同   | 敦盛源平桃  |    |    |     |      |       | 1  |    |
| 寛保二 | 刈萱二面鏡  |    |    |     |      |       | 1  | 3  |
| 同   | 名玉女舞鶴  |    | 1  |     |      |       | 2  | 4  |
| 同   | 女非人綴錦  |    |    |     |      |       | 1  |    |
| 同三  | 薄雪音羽流  |    |    |     |      |       |    |    |
| 同   | 雷神不動桜  |    |    |     |      |       | 6  |    |
| 同四  | 契情太平記  |    |    |     |      |       | 2  |    |
| 同   | 弓張月曜桜  |    |    |     |      |       | 1  |    |
| 延享二 | 阿漕浦三巴  |    |    |     |      |       | 4  | 2  |
| 同三  | 勸進能舞台桜 |    |    |     |      |       | 6  | 2  |
| 同四  | 彩色歌相撲  |    |    |     | 1    |       | 1  | 3  |
| 同五  | 物部守屋錦笠 |    |    |     |      |       |    | 1  |
| 同   | 盛久御柏葉  |    |    |     |      |       | 1  | 2  |
| 同   | 十二小町曬裳 |    |    |     |      |       |    | 9  |
| 同   | 昔女化粧桜  |    |    |     |      |       | 1  |    |
| 寛延二 | 小野篁恋釣船 |    |    |     |      |       |    | 4  |
| 同   | 花楓劍本地  |    |    |     |      |       |    |    |
| 同   | 義貞艶重配  |    | 1  |     |      |       |    | 10 |
| 同三  | 頼信輝重配  |    |    |     |      |       | 2  |    |

その結果、元文六年以降、寛保・延享・寛延年間まで、「名玉女舞鶴」(寛保二年)に「上使」が一例あるのみ、

ほとんど使用されていない。ちなみに、宝暦に入ると、『陽炎日高川』(宝暦八年)に「上意」「上使」「月卿雲客」「三種の神器」の語句が使用されるなど、次第に修訂前の語句が現れてくる。

まだ用例を調査する必要があると思うが、ここまでの結果から見ても、元文六年に何らかの影響が八文字屋本作品に働いたことは証明できるだろう。そしてその影響とはやはり、これまで述べてきた「朝廷御規式板行之事」停止の触のことではないだろうか。

ここまで八文字屋本二作品と元文六年の触との関係を考察してきたが、多少なりともその関係性を述べることができたように思う。そこで次に、修訂が行われた二作品の用例から、この修訂がどれほどの意識でなされていたかを読み取っていきたい。まずは修訂前の早印本(初印本)から「上意」「上使」「大將軍」「三種の神器」「改易」が記されている箇所を探し、巻次・丁・オモテ(ウラ)の要領で示す。また、修訂が行われたものには□をつけた。

◆『逆沢瀉鑑鑑』

上意 巻一 「四オ」／七ウ／「八オ」／「八ウ」／

廿六オ／「廿七オ」

巻二 「七オ」／「廿一オ」／「廿三オ」／廿

七ウ／「廿八ウ」

卷四 廿二オ

卷五 廿二オ

上使 卷一 「廿六オ」／「廿七ウ」

卷二 「四オ」

改易 卷一 八オ

卷二 「六オ」

卷三 七オ

◆『魁対盃』

上意 卷一 廿一オ

卷二 六ウ／八ウ

卷三 廿四オ

卷四 「四オ」／「五ウ」／「廿一ウ」

上使 卷五 「二ウ」／「五ウ」

大將軍 卷一 廿一ウ

卷二 「廿三オ」

卷四 三ウ／「十ノ廿ウ」(二箇所)／「廿一オ」

卷五 「廿二オ」

三種の神器 卷四 「三オ」／「三ウ」

このことからわかるように、語が改められずそのまま残る箇所がある。その修訂態度からは一つ残らず問題の箇所

を修訂しなければならぬという必死さは見受けられない。修訂箇所自体は、問題とされやすい実在の人名でもなく、文を大幅に改変するというものでもない。それこそ些細な修訂内容ではあるが、一度刊行した上で修訂を加えるという姿勢を見ることが目的だとしたら、十分効果的と言えるのではないだろうか。

前掲の倉員氏の論によれば、元文二年以降から刊行の際の確認体制が変わり、細かな修訂が増えてきたことが挙げられている。またこのことは、自発的に過剰反応すること、京都の本屋仲間が幕府に忠誠を示そうとしたポーズもあつたのではないかと考察がなされている。

朝廷、幕府に向けてわかりやすく、形だけの修訂を目的としていたならば、主要な語句を大幅に変えるのはひと手間である。その点、「上意」等は、「御意」と修訂するように、違う語句に変換しやすいため、修訂するには格好の語句だったのではないかと考えられる。

おわりに

以上、元文六年以前の出版状況の背景を整理した上で、元文六年「朝廷御規式板行之事」停止の触が八文字屋本二作品『逆沢瀉鎧鑑』『魁対盃』の板木修訂と、その後の八

文字屋本にどのように関わっていったかということ述べた。これまで見てきた限りでは、やはりこの触が当時の、そして後の八文字屋本に影響を与えた可能性は高いだろう。また、その修訂態度から、形ばかりの修訂であったということが窺われた。このことは、触が布告されたことにより、本屋仲間側としてきちんと対応し、問題とされそのような語句を修訂したという姿勢を見せることを目的としていたからではないだろうか。倉員氏の指摘にもあるように京都という土地柄、幕府のみならず朝廷に対する規制意識は前からあっただろうし、元文四年の『花擗敵柳嶋』絶版の件もある。そのような状況の中で元文六年の触が布告されたのだから、本屋仲間としても迅速な対応を要したのではないかと考えられる。

注

- (1) 高柳真三・石井良助編『寛保御触書集成』(岩波書店、昭和九年)による。以下、触書の引用、及び通し番号は全て本書による。
- (2) 「続・八文字屋本板木の修訂をめぐる諸問題——『咲分五人娘』『勧進能舞台校』の場合——」(『浮世草子研究』創刊準備号所収。浮世草子研究会、平成十六年十一月)。
- (3) 「八文字屋本板木の修訂をめぐる諸問題——『契情お国躰妓』と御用絵師狩野家・土佐家——」(『国語と国文学』第八〇巻一—六号所収。平成十五年五月)。

- (4) 宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』(ゆまに書房、昭和五十二年)所収。
- (5) 鈴木淳編『近世学芸論考——羽倉敬尚論文集——』(明治書院、平成四年)所収。
- (6) 官幣大社稻荷神社編纂『荷田全集』(普及版、名著普及会、平成二年)第七卷所収。
- (7) 同右。
- (8) 『官武外骨著作集』(河出書房新社、昭和六十年)第四卷所収。
- (9) 宗政五十緒・若林正治編『近世京都出版資料』(日本古書通信社、昭和四十年)所収。
- (10) 『新修京都叢書』第四卷所収『日次紀事』解題。
- (11) 高尾彦四郎書店、昭和四十三年。
- (12) 宗政五十緒・朝倉治彦編、ゆまに書房、昭和五十二年。
- (13) 『日本随筆大成』第三期——二所収。
- (14) 『中村幸彦著述集』(中央公論社、昭和五十七年)第六卷所収。
- (15) 『浮世草子の研究——八文字屋本を中心とする——』(桜楓社、昭和四十四年)所収。
- (16) 『逆沢瀉鑑』は第一五卷所収、佐伯孝弘氏解題。『魁対盃』は第一六卷所収、神谷勝広氏解題。
- (17) 『近世文学資料類従』第二期・参考文献編(勉誠社、昭和五十六年)所収。
- (18) 注15参照。なお長谷川氏は、享保期の其碩作の時代物に歌舞伎・浄瑠璃の世界を借りた作が多いということ、元文以後の浮世草子の中で時代物系とされる作品は、歌舞伎・浄瑠璃との結びつきがあることを論じられておられる。
- (19) 注15参照。